申込日　令和　　年　　月　　日

建設発生土「受入申込書」

大分県　日田土木事務所長　殿

郵便番号：

住　　所：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　 印

建設発生土の受入先募集について、下記のとおり申し込みます。

○申込区分及び許可等を受けた事業に関する事項等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称（土砂の用途） |  |
| 法令等の名称 |  |
| 許可等の時期及び許可等の番号 | 年　　　月　　　日第　　　　　　　号 |
| 許可等の区域の位置（住所） |  |
| 許可等の区域の面積 | 平方メートル |
| 土砂埋立行為を行う土地の面積 | 平方メートル |
| 搬入する土砂の総数量 | 立方メートル |
| 工事予定時期（受入可能期間） | 令和　年　　月　　日　～　令和　 年　　月　　日 |
| 誓約事項・本募集要項（応募要件等）を十分に理解し遵守する。・申込内容等に虚偽は無い。 | 確約する　　　　確約しない |

受付印

○連絡先　所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

**建設発生土の受入同意書**

令和　　年　　月　　日

日田土木事務所長　殿

住所

同意者

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

「建設発生土の受入先募集要項」に基づき〇〇（受け入れ者）が実施する下記の土地等に係る土砂受け入れについて、内容を確認し異議がないので、同意します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在及び地番 | 地目 | 地積 | 権利の種類 | 権利者の氏名 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

備考　1　権利者とは、建設発生土受入地域内に含まれる土地の所有権者、仮登記をしている者、抵当権者その他当該土地に関する権利を有する者等とする。

日田土木事務所所管事業における建設発生土の受入れに関する覚書

大分県日田土木事務所長を「甲」、○○を「乙」として覚書を締結する。

第１条　　甲は、乙に対して申し込みのあった数量の範囲内で建設発生土の搬入（ 住所○○ ）を行うものとする。

第２条　　甲は、覚書締結後、他の公共事業（以下「公共事業」という）より建設発生土搬入の要請があった場合、または、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。この場合は、乙において別途調整するものとする。

第３条　　乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。尚、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第４条　　建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第５条　　乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内及び搬入後に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第６条　　搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足が原因である場合、甲は土砂搬入を中止する事が出来るものとする。

第７条　　乙は、発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとする。

第８条　建設発生土の搬入に伴い、受入れに必要な擁壁や水路等の設置・流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要な場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第９条　建設発生土の運搬及び運搬に必要な最小限の敷き均しは、甲が行うものとする。また、甲が搬入した土砂の返却はできないものとする。

第１０条　甲は、埋土の転圧・締め固めは行わないため、建物の建築予定箇所等で転圧・締め固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第１１条　乙が建設発生土の敷き均し及び転圧締め固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第１２条　乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第１３条　乙は、搬入完了までの間、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出したりしてはならないものとする。

第１４条　乙は、別紙「暴力団等の排除について」の内容を遵守し、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合においては、土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第１５条　乙は、工事車両の搬入口および出口等について、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第１６条　甲は建設発生土の搬入が完了した場合は乙に完了の報告を行うものとし、乙は甲による建設発生土の搬入が完了した報告を受けた場合は、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

（雑則）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）

この覚書は、令和　　年　　月　　日から実施する。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲） 大分県日田土木事務所長　　　　　　豊田　源太郎

（乙）

【 別　紙 】

暴力団等の排除について

乙は、次の①から⑤のいずれかに該当してはならず、候補地決定後に該当することが確認された場合は、土砂搬入を即時中止する。

1. 役員等（乙が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員　　　又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

②暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

1. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
2. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

1. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

 【 別　紙 】

確　　認　　書

令和　　年　　月　　日付『日田土木事務所所管事業における建設発生土の受入れに関する覚書』第１６条に基づき申し込みの土地　（　　　市　　　　　）への建設発生土の搬入については、完了したことを確認いたしました。

尚、今後は、搬入された建設発生土の維持管理及び土地所有者等からの苦情・要望に対する調整については、当方で責任をもって対処致します。

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　申込者